十八　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第31条第７項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第12条の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

十九　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

二〇　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、貸金業に関して不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

二一　純資産額が施行令第３条の２で定める金額に満たない貸金業者が、規則第５条の３第２号イからニまでに掲げる要件に該当して引き続き貸金業を営むときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第３号）

二二　純資産額が施行令第３条の２で定める金額に満たない者で規則第５条の３第２号イからニまでに掲げる要件に該当して法第３条第１項の登録を受けた貸金業者（規則第26条の25第１項第３号による届出をして引き続き貸金業を営むものを含む。）が、規則第５条の３第２号に掲げる要件に該当しないこととなったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第４号）

二三　貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡したときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第５号）

二四　特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常の条件とすることとなったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第７号）

二五　第３者に貸金業の業務の委託を行った場合又は委託を行なわなくなったときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第８号）

二六　本協会に加入又は脱退したときの届出書類の受理及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第９号）

（実施）

第10条　行政協力事務は、支部においてこれを行なう。

２　支部は、行政協力事務を円滑に執行するため、行政協力事務について行政庁の協力及び指導を得るよう努めなければならない。

（支部への誘導）

第11条　本協会は、協会員に対し、内閣総理大臣又は都道府県知事から受託を受けた行政協力事務に係る提出書類をその主たる営業所又は事務所の所在地をその区域に含む支部を通して提出するよう促すものとする。

（執行手順）

第12条　行政協力事務の執行手順は、これを別に定める。

２　本協会（本部）は、前項の執行手順を細則として定め、支部に周知するものとする。

（様式の頒布）

第13条　本協会は、行政協力事務に係る提出書類の様式が法令により規定されている場合、必要に応じ様式集及びその記載の手引書を頒布するものとする。

２　前項の様式集及び記載の手引書の頒布価格は、別に定める。

（報告徴収）

第14条　本協会（本部）は、行政協力事務の適切な執行を確保するため必要あると認めるときは、支部に対し、行政協力事務の執行状況に関し報告又は資料の提出を求めるものとする。

（報告）

第15条　本協会は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、必要に応じ協力事務の執行状況を報告するものとする。

（会計）

第16条　行政協力事務の会計は、本協会（本部）においてこれを行う。

２　前項の会計は、収支の公正かつ透明性を確保するため、必要かつ充分な方法でこれを行わなければならない。

３　委託費を受ける場合にあっては、原則として、四半期毎、その処理件数に基づき当該期末月の翌々月に支払いを受けるものとする。

（事務分担）

第17条　行政協力事務に係る本協会（本部）及び支部の事務分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　本協会（本部）

イ　行政協力事務の執行に関する内閣総理大臣又は都道府県知事との協定書の締結、又はその更新若しくは変更に係る事務

ロ　届出様式の制作

ハ　行政協力事務の執行手順に関する細則の制定、及び当該細則の支部への周知

ニ　行政協力事務の執行に伴う会計処理

ホ　内閣総理大臣又は都道府県知事に対する行政協力事務に係る実施状況の報告

ヘ　行政協力事務に係る事項であって、支部に対する指示

ト　行政協力事務に係る事項であって、本協会の監督官庁から指示を受けた事務

チ　イからトに掲げるほか、行政協力事務を全国統一的かつ同一水準により執行するために必要な事務

⑵　支部

イ　届出様式の頒布

ロ　行政協力事務の執行

ハ　行政協力事務に関する届出先行政庁との連絡調整

ニ　本協会（本部）に対する行政協力事務に係る実施状況の報告又は資料の提出

ホ　行政協力事務に係る事項であって、本協会（本部）から指示を受けた事務

ヘ　イからホに掲げるほか、行政協力事務を適切に執行するために必要な範囲の事務

２　前項の規定により、本協会（本部）の事務とされた事務を、本協会（本部）は、円滑な行政協力事務の運営を図るため、必要に応じ支部にその執行を指示することができる。

（規則の改廃）

第18条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て総務委員会が行う。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

行政協力事務手数料細則

（目的）

第１条　この細則は、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）行政協力事務規則（以下「規則」という。）第６条ただし書の規定に基づく行政協力事務の委託費の額を定める。

（所掌）

第２条　行政協力事務の委託費に関する事項は、総務委員会が所掌する。

（委託費の単価）

第３条　本協会が、規則第６条ただし書の規定に基づき委託先行政庁から受ける委託費の単価は、次の各号に掲げる行政協力事務の種別に応じ、各号に規定するとおりとする。

一　規則第９条第１号及び第９号に掲げる事務
4,000円／１申請

二　規則第９条第２号乃至第６号、第10号乃至第25号に掲げる事務
2,000円／１届出

三　規則第９条第７号及び第８号に掲げる事務
1,000円／１届出

（細則の改廃）

第４条　この細則の改廃は、総務委員会が行う。

附　則

この細則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この細則は、平成21年６月18日から改正施行する。